

司法機関組織運営規則

2020年1月22日理事会承認

第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人熊本県サッカー協会（以下「本協会」という。）に関する司法機関の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(司法機関)

第2条 公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という。）と本協会の諸規程（以下、「本規則等」という。）に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律・フェアプレー委員会
- (2) 裁定委員会

第2節 規律・フェアプレー委員会

(規律・フェアプレー委員会)

第3条 規律・フェアプレー委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。

- 2 本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関する以外の違反行為について、調査の上、裁定委員会に調査結果を報告しなければならない。

(規律・フェアプレー委員会の組織及び委員)

第4条 規律・フェアプレー委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は理事の中から理事会の決議によって選任する。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員会に、司法に関する以外のリスペクト、フェアプレーを担当する委員を置くことができる。

(規律・フェアプレー委員会の任期)

第5条 規律・フェアプレー委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(規律・フェアプレー委員会の招集及び議長)

第6条 規律・フェアプレー委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3節 裁定委員会

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、規律・フェアプレー委員会の調査結果報告に基づいて審議し、懲罰を決定する。

- 2 前項にかかわらず、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。

(裁定委員会の組織及び委員)

第8条 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長及び委員は、本協会の理事、監事、職員又は各種委員会の委員長を兼ねることができない。
- 5 委員長及び委員は、理事会の決議によって選任する。

(裁定委員会の委員の任期)

第9条 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(裁定委員会の招集・議長)

第10条 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、3名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5節 司法機関に関するその他の事項

(決定の独立性)

- 第11条 本協会の司法機関は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなしに、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。
- 2 各司法機関は、その決定に関して相互に干渉してはならず、他の司法機関から影響を受けることなく単独でその決定を行うことができる。
 - 3 各司法機関の間に管轄に関して争いのある事案が生じた場合、本協会の専務理事がこれを決定する。

(裁定委員会の事務局)

- 第12条 裁定委員会に係る事務は、本協会専務理事が処理する。

(理事会等への報告)

- 第13条 本協会の司法機関は、決定事項及びその理由について、理事会及び評議員会に報告することができる。

第6節 懲罰

(懲罰権)

- 第14条 本協会の規律・フェアプレー委員会及び裁定委員会は、本協会に登録したチーム及び選手等に対し、日本協会が定める懲罰規程及びこれに付随する諸規程に従い、懲罰を科すことができる。
- 2 違反行為が発生した時点において本協会に登録したチーム及び選手等については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律・フェアプレー委員会及び裁定委員会は懲罰を科すことができる。

(懲罰権の受託)

- 第15条 前条にかかわらず、本協会の規律・フェアプレー委員会及び裁定委員会は、本協会が所管する登録チーム又は選手等に関する懲罰問題について、日本協会の懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用に係る懲罰権を受託する。
- 2 本協会の司法機関は、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを日本協会の規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
 - 3 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、本協会の司法機関には決定権はないものとし、懲罰案を日本協会に通知し、日本協会の

規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 競技会への参加資格の剥奪
- (6) 新たな選手の登録禁止
- (7) 除名
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

(懲罰の種類)

第16条 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
- (2) 退場・退席
- (3) 戒告
- (4) 譴責
- (5) 罰金
- (6) 社会奉仕活動
- (7) 没収
- (8) 賞の返還
- (9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
- (11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- (12) 除名

2 登録チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 罰金
- (4) 没収
- (5) 賞の返還
- (6) 再試合
- (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (9) 得点を3対0として試合を没収
- (10) 観衆のいない試合の開催

- (11) 中立地における試合の開催
- (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- (13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
- (14) 下位ディビジョンへの降格
- (15) 競技会への参加資格の剥奪
- (16) 新たな選手の登録禁止
- (17) 除名

(改正)

第17条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則 本規則は、2020年4月1日から施行する。